古今著聞集　一　（元禄三年版）

椙山女学園大学デジタルライブラリー

椙山女学園大学図書館

古今著聞集

一

文圖共同研

北林精舎藏書之印

北京圖書館藏

黃公紀之印

古今著聞集序

夫著聞集者、宇縣亞相巧語之遺顆、江家都督清談之餘波也、余稟芳裔之種、亂顧璵杙之樗質、而琵琶者賢師之所傳也、儻辨六律六呂之調、圖畫者愚性之所好也、自養一日一秋之心、於戲春鶯之囀花下、秋鴈之叫月前、嗜感幽曲之易和、風流之隨地勢、品物之叶天為悉憶、敘筆之可寫錄、茲或伴伶客潛樂、治世之雅音、或託畫工略呈、振古之勝槩、蓋居多暇景、以降閑

57B0529

度祖年之故擄勘此兩端搜索其度支註
緝為三十篇編次二十卷名曰古今著聞
集頗雖為任簡聊又兼實録不敢窺漢家
經史之中有世風人俗之製矣只今知日
域古今之際有街談巷説之該焉猶愧淺
見寡聞之疎越偏招博識宏達之盧胡努
不出蝸廬謬比鳴寶于時建長六年應鐘
中旬散木士橘南袁愁課小童猥叙大較
而已

古今著聞集惣目録

巻一 神祇　第一
巻二 釈教　第二
巻三 政道忠臣　第三
同 公事　第四
巻四 文学　第五
巻五 和歌　第六
巻六 管絃舞　第七
巻七 能書　第八
同 術道　第九

巻八孝行恭愛　丁十
同　好色　丁十一
巻九武勇　丁十二
同　弓矢　丁十三
巻十芸　丁十四
同　相撲強力　丁十五
巻十一書籍　丁十六
同　弧鞠　丁十七
巻十二猟奕　丁十八
同　偷盗　丁十九

巻十三祝言　丁二十
同　哀傷　丁二十一
巻十四拘縛　丁二十二
巻十五宿執　丁二十三
同　闘諍　丁二十四
巻十六真言利口　丁二十五
巻十七怪異　丁二十六
同　変化　丁二十七
巻十八飲食　丁二十八
巻十九草木　丁二十九

巻二十魚虫禽獣 オ二十

国歌終

古今雜集巻オ一

神祇オ一

天地いまださだまらざりしとき渾沌雞卵のごとくにして
ときをへ月をへて天とあがりあるいは地
となりてあがりくだりとなり紀に天地のなりし日を
川のわかれかさら葦牙のごとくもえたちて
神となりて国常立尊あまたなりそれよりこの
くに天神七代地神五代ときをへて鳳鶏草
菁不合尊ときをへ神武天皇ときをへ人代となり
よきをこのかたとして戊子のとしの九月ふるでの矢くく

りろくの神祇まつりきり第十代崇神天皇
六年に天照大神を笠縫邑にまつりきはめ
ふ天社国社とうび諸国諸神の神戸とさだめ
れそのゝち世にしたがひ民ゆたかなり第十一代垂
仁天皇二十九年三月ふかまてる神社をて
ゐよりさだめ伊勢社いとぐれ川ゝみよいとひき
て第二のひめみこ倭姫命と申奉りて国つ宮
きりたてまつりそのゝち神宮をうつし大ふれ神祇社
数をんぞく接化のゆ威を感ずるゆゑにつゝしま
めなりいとある神功皇后ゆ三韓をあのゝぞ給

やまの天神地祇をとゞめ給ふ
これふりてゆゝをなくも世二社ゆそんぞん成
さぞ先くのゆゝ百王百代のうこにそ多へ
給ふ天子ようらで先くをよんふゆゑで
そのゆいくをあふぐといふ事思ふんむ天
ようゆ仏字をんつゆく元年六月四日うさはや
仏ゆくせんよむをゆうこうゆゆ多ふ化性し
て方便をめらして衣生代ゆらびくゆをとゞい
ぞのようや人ゆといふなりやをゆ日をゆきをり
わゆゆよゆうとくこそそんぞれ

内侍所はむかしハ結源寺よりうつされたるものなれ
ども其ものとなりのづからいのこりたるものなり
その中それ[illegible]とて温明殿ふかくさしこ
び中いづきれ侍のことなり[illegible]かの殿清
涼殿よりさがり中ゝる役なとて内侍所よりさ
めく紙ゝ[illegible]成ハ板敷をたくさわきし紙
ゝりきゝ[illegible]天徳内裏焼亡ハ神鏡ハかゝ
びいでまひくなんでんの橘ハ未かくらせ給ひ
ゝりあり紙をのくゝも殿ひざまづきて内侍とふえ
てきいひつ成さくくさゝ[illegible]ゝ[illegible]ねの神とひ

ろ者てうけ給ふ[illegible]せらききれ[illegible]とれ[illegible]ゝ
て内神ハいゝせ給ゝりをつくゝ侍りけれとも此
事ハ[illegible]ゝ[illegible]日ハ紀ハ云天徳元年九月
廿八日申ハ刻[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
温明殿東ゝ[illegible]上ハ有[illegible]面を経八寸[illegible]
猴円親基以ゝ明[illegible]出俯彼瓦上見之者[illegible]
成出紀ゝ[illegible]ゝ小[illegible]殿の事みえ[illegible]
なりたるゝ寛弘ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

長久樓亡のそ面けそんぜさ形ぎよきあそれとり
そのあけさせあひる原とさりてくひつふへまり
ていまれりまんそこ世のぐりさ面神読れさ海
まてみえさり神威のりともあしうかりまぐさ
なれども世のぐりりさ面と言ま面へよかあり
ゆそもふゆこそ今りまいうあんあむぐさこと
延長八年六月廿九日勅貞崇法師勅成祭りて清
涼殿よ候じて金剛般若経ふ教ゆうくゆけく系
のひさこれ大ゆうんけわ面むとしはえきり貞崇をぐ
まて成りきあげくんきれでわゆこうへ海をとして

人ん一ぐ海ぐ海ふ小人のあゆこんぐ海ぐ海をあうくちうく
なりて女ぐ海ゆくあゆくりて作ぐことひきれぐ勅
とありてひりとこふふ人のいひきろはえ海なりんぐら
大般若の出読経つうう海りとふ験ありきぐめ歩
まりぐりりのハ邪気くかの経ふりて足ぐけそんぐ
くてうぐくうそ神ね後れぐびの金剛般若の出読経
ぐ海ぐのけく験ありうきひうくと養ぐして大般若
ぐ海ぐのけく験ありうきひうくと養ぐして大般若
れ出読経をぐとあよ系くあ海稲荷の神ありて
うせあひね貞崇ひうく成養ぐ仏ぐり〇三升ちれ
ぐ海ぐ彩経の神ハ安鶴神龍王れ子ぐ勅発大師渡

唐の時大師の伝法とゆうそうんとちうひ給ふくかさら伝
わるうかの事よりとゝ伝れ給ふ圓海僧正の名
ちゞ尤く奉祈と仰られ給ふ明神ゆめ〳〵せまひ
て一首の和歌を宣旨給ふ

ゆゝしかに法海をりはとうしひそ
わりをあらの伝あるゝ

慈覚大師如法経うさまひまる時白髪の老翁杖
をつきうく山ようぢよりをぐあれ白髪
守護といひ如法経の守護とひ年をあらく成く
ゝるうひそと寅ひあり者ぐはるうひそと乃

ゆうされきれど伊勢の神ことゞなのり給ふ宝感も
法感もめで事ありきゝ伝れ伊勢ハ所れ
一伝ハ和ハゝる貴感也大菩薩宣旨ふいく我を
兜率天内ゝる貴感也菩薩ゝ為護国家奉
為ゆ要ゝ也杜林下久送風霜財有文若自尚小
有一揚地願養達公家建立一伽藍法論云ゝあれ
ふゝうて神文ゝるとゞ建立せゝ事ゝ又法号
基ゆ行ゝるい乾社ハ衣通姫ゝ玉津島の神とゆ
ゝ和歌の浦ゝ玉津島の明神とゆハ衣通姫ゝ
肯皮浦ゝ風景を饒思食ゝ歌ゝ詠ゝ

まことにかりそめ
小野宰相義成天祚四世代苗裔く遠離流の流
伝続きくたの名誉ゆしきおりしばきり天元
二年よりの宰大弐小位じて同又年九月より府母
つきて安和るとぞ思ひしいきるよ業会ありり
といひども塔婆いまざるこそ迷ひけれうをふらり
ありきるようく逆笑と始く秋ろ雨家ろ
こび思食きるかよ永観二年六月廿九日大師禅
寂よいく大弐外下兼成ア大甫弟に布ろ遠
歩西国大弐外下内ア大末孫又右信仏伝教法

塔写経をなし大乗妙法蓮華経を書写し供養し
そのゝち遂に発願の人を現世後生の大願悉
成す生々世々因果の報をしる家別に心をかけ
つゝしみあれを記して都督いよゝ信心を發して二寺
併に多宝塔一基を建立し脇侍菩薩の仏像と
あんじ法花千部を納め奉りこれを日ゝ供養堂
となづく称佐と号して不退の法を修せしむ
ふのゝ寺府にあひ守護の武士仏事執行の儀式
寺務にあひ守護の武士仏事執行の儀式
の書と名付く寶義よ納く今よ伝り秩滿

の後形へ現ずく出世二年より宗義より任じ寛弘
六年十二月小八十又はてうせられ後形とあつれ
て叢祠と廟壇の名像よりて後萬寿の三年二月より
僧正一位に加階よりあつりあひきり
一条院御時上綱寺時重といふ人を千観に法花経
懺悔に祈ん年よりてはきれに身ぶ一くをそ
僧を人のてあつまりてこれ出ひろく月云に
年乃ち病ぐ二人なく形ばきに感ずてをかり
ぐられ上綱寺よりきり但出富あれらんを
りて手の法花経ぐをを感に愛小出法花よ

あるく云ふ記ぶく御一条院てんぐ云ぐるて紙
をて感後を問てかりはきり時重かく作出ハ
祈ふてかり御ふそと祈ふきれで出後ふれハ一条乃
寺後十禅師とあつ人を出ふく前と名弥じた
まひきる
一条の出法花出ふ川人に
三世の後の師とかりきる
時重ひて出ふく出ふく見ふく生死をぶり
でふくふれひてきふきれで
孤宗の道にあるべハ分弘ふ出

心ばえのなさけなりけり

抜いてせまひきぶくろにかくして又袈裟をぬきて

殺人のうへはまことにはなん

ひとりさてしきりとせなん

衆生を救ふべきさはりなれば人をくらうぬすびよりきり

あれよあうさたるまし

長暦二年よ天長座主は願いでさうきをぬよ

三井寺の明尊大僧都をあるべきさは関白殿

さりよ執申せまひそう山僧ひるを宮く修験

て十月廿七日六百小法師をけるつよあう

きりて養和を年りたりひるまのうて東月は

文殊もてぬりきり四三年二月十七日山僧寄白殿

は門おへ参りとうきへりきり十合ホも来くなあ

のうしれあるひて寄をぬ平は主方四懸員

ホ作きくあぜをて祈る程よ年よきず法義ぬ

りのおりきりのまに程よ山は義四僧の明尊僧

ぬと四宗は学えるきれば山僧義をもめてば

きりたりきりく急ぎてゆるふきるこうやさて義

尊僧都座まよハ如よきり程お良尊義僧の修験

起の法りんとて勅命参りきり言程よ四七月

大宮内裏焼亡新造内裏なるぬ内裏をさ内ぐの山形
をとこ形ゐれそれ井 仲滅なくて日数にのせ行
きぬなどに八月十日さんぬ内裏宣旨にて去僧
形をめされそ後なく仲滅ありける厳重
なる世事なり
同年中法大寺法隆国祭を小形ゐ
同三月二月芸祭文内裏宣小祭を那内へ
ら形をさは何りをり遷宮内つる厳宣内事内
あれ恐れあまべ三るべ六月廿六月仲内つる
小伊豆の内へ流れよをり流れ初よ七月十日

みの文祭文の内伊内裏宣ありみを配流をる
をるべとありをり同十六日かを内裏宣ありく
作内ぐ孫清作をめ内くれる内作内を流る
ゐ三るべるべ先月内裏宣小祭を配流ゐ那
御るをくのおくく大きゐる誤りありをるく
有道理よそひ祭りをあ内をを内をさり
養内をを作内ぐ伊内内のさりをを出ゐる小
めをべをさ祭宣作ををそりぬを内を作をつる
くてめ内内を作をれを祭文内内生をを
ちて先内よつりれをりぬす養内をを祭れ

で同十九日伊勢へ参り給へ[illegible]
さびくしのきりのもとで[illegible]
延久二年八月三日ごゝされ西一のこゝやれにまくせし
小櫛姫の後をでゝ三年よりたゞいま明王代國
とおさしろ時よりて若こゝとさん生をとて作者
をりこれよりて海渡をとゝきれでは孫一顯あり
きりあれは西新よりでふるなりをりかりさな
ゝ年なり
後三条院の時こゝあのこゝろを相廣国はまへ代濃
あてなをく入海れ[illegible]をれで宮百をの匠

ろへ下されくみつさ相成まれこゝろを生ぬよ逆鱗
ありをるに社のかゝとれ本一あるよりれるゝ主上さ
あ先れとゝを指くなるゝ先やれられで本ゝを
れあくこゝうえにゝをゝ後あもへ海をゝゝ
大学寮唐供ゝ有ハあのをくあをくをゝ成
あゝ人は爰よ尼天れ宮ゝくゝ中ゝをくあ
あの部ふさゝ国後ハを神文事除国孔雀会供
をゝしゝとあゝをゝふゝて後ふハ仏ゝなりよ
をゝとあん新長虎夜国絵のせんゝとゝあられ
をを指ゝゝ事ありゝゝ移ん法よ長月大明神よ

三稲んせさ給ふ程よ大内神社殿ゆ
ゆひく今一世ハわるべさ給りゆ
きり奇と一首うゆ世給ふ
長大内神遷御の後ゆ社殿ゆ
行よりうたとて文ハ
ごと社殿を給ふ
元永元年四月九日顕通大納言中納言
ゆく宸筆の宣命ゆ
と西一つうしく求められ

作りきん父の大納言ゆ対ゆ大臣わく
事ゆ宮ゆ
保安二年四月ゆ三百ゆ大納言よハ
月よりゆ社殿ゆ
大下宰相中将ゆ
長治元年十月
かうきうハ
宰義ゆ
んときんで寶前ゆ蛇三百ゆ

二川玉さり忠じわりく入ぬる後犯りんしきをれバ
鳥羽方ちびまりく神田の禰れ種とくひぬさてられ
神殿の上ゟ膂やりふしぎれるまへ本西れ神りありけ中く
れりありの神と作りとのさふちんの大史源の康季ハ年
流かう殿ゟ流かう海へりきりわ得摂ゟ肩ゟ年りきろ
様ゟ鴨川の名みく鱼がさりりせれ流岸の水ゟ出ひ
原りまく辰ゟ万めりめる様ゟ流戸寄さゆありせん
ま海ゟいりふも記ろりれさ乞法ハぎりとれバ社司大せん
つさて孫やり居ゟ乃きろ様ゟわり社司れ茂ゟ康季
が希微まて乞まひく冠りねり孫ゟくぎり兜ゟなりて

氏人大成むくへゟ登りしよりあれて岸の上ゟ忙然としく
おもりきる状をらりがでとく小ちくまりりめきろを後ぞ
流人ハひりくれ事きる康季く神意ゟ叶ひ永治中ハ
みやきよしとあぐりえ左近大夫の尉小近康康綱康実康家
累代ちえだ成よきり此外季範季孝季実季忠康
重康康広も此康季が子孫まてられ此職をまてつぬ
さり他家ゟハありがたき事也
保安元年正月朔日祈面れ幣帑をさり大宮れ宝史
陪従江をめせて神楽れ大内記儒舞さびり奉ありき
来しさりきれて宣命を流るべきさ人おりきれバ上卿

[illegible]

裏書云　彼宜令伺

天皇　詔有良麻掛畏支其大神乃廣前尓恐美恐美
申給波久申須今年之春東作之比尓雨澤須旬天年
穀有年信支由年令祈申給而神明乃感鑒尓
依天稱稱乃豊登平期給尓頃月早雲久凝膏雨
不澍天百穀枯礼万民苦業都信大神月域尓

[illegible]

宮跡多末信留遂窟雨師傳名太末信留霊詞索利弘則名山大
澤利興雲之致雨天赤土得潤澤之應濟疇誇
収穫之功乎古波大神乃无限支冥助尓可在之所
念行天奈乎故是以吉日良辰平擇定天官位
姓名平差使天礼代乃大幣乎令捧持天黒毛
乃御馬一疋平牽副天奉出賜布掛畏大神此
狀平平久聞食天炎氣忽干散天嘉澍旁
降天田園滋茂之天人民豊稔奈良天皇朝廷
平寶位無動久常石堅石尓夜守日守尓護
幸給比食国乃天下平毛無為無変尓守恤給倍
止

怨霊怨霊申治波申

保延五年九月一日　　作者内記文屋相水

法皇法皇保延元年より無病なる間なりしかども
病後月ひさしくなれば法皇ひそかに牧百姓の軍
をもよほして十月九日ごろより無病をとりとめ
ぎり法皇の方へ参り申へきにてはなくて
なく法皇の御軍に参り申さるる人
生れ出さるべきよし仰せられ法皇病後の頃と切に
申されしよし仰せられ法皇の御はしに放火され
ぐとわらわをきりもれかの小あ二所焼うりをれ

取りくらえよりそり大りと合戦れるやうさ九月
十日ごろより法皇の御方へ参り申
義をもて仏寺の方へ参れかりけるとかりと神を
時盛ど義をもはらぐくりさ申る事数方法ありそり時盛あ
やしくて四ちれどもさ日大内裏の御合戦は場より
ものもて也ものもくとそ者をる時盛勢るく行よ法皇の兵ども
きり大内裏れかりくひて院合戦利よ去る廿厳
きりの事く取入道殿ゝ裏の中ゝ院内裏の
中家のの中事ゝ仏寺の行く雑所ゝ事ゝ

の出ありまひそるほくきれどこれもうくんまあるく名ア
よそくはきるどきくはありうきれどおのく遠しされ
きあけよはるくんまえ一人きうふあげさやをはいたさ名
の出德よりてさいくいよ遠野の出山伊まんる成恍
つふへわるされいくせて恍でこんうはさるあり呂
きげくあ代ささせまくて、まりの人よいはれどさりてい
命りこれどまのこはのやふせんといはれどなくくなて
唯出河遠よ命どりとやわうえまへいたも交づくい
仕ばと神ん行よよきれどあられてをせて秋りを実も
ひくくくなくおてくん人もをきて神ども伝人どありめ

水と日とりさくなれどありざはとあづひくくんどとわ
えれをりさて作でまりきるひくありざはいてくはは
城夜れはおふ遠おして毒物の日本ばらされありれた長
れあよ景れ番ばれを与はしてを遠とあはこまりりあ
ありどれるまとやはあられくおまばちられる義ふ
はあるりそる俺やまひくはくまをくんた長の分おくはー
番ばどさくまりありどれるふはいくし事び山の
かしひまおんこやんをこの様さあればちよひとりはいくん
さこうはありざはかこそいてはりこをは作くはくとん
まひくさあはをりはばうさ恐くをこうざはのこは

[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]と[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
て[illegible]の[illegible]さ[illegible]ず[illegible]ず[illegible]ごう[illegible]て[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
下[illegible]れ[illegible]ふ[illegible]と[illegible]ず[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]

[illegible]保二年二月廿三日中納言実仲卿[illegible]
[illegible]して従二位をゆるされ[illegible]
あ[illegible]ふ[illegible]ず[illegible]ず[illegible]ず[illegible]
四月[illegible]

[illegible]従二位をゆるされ[illegible]
十月廿三日大納言[illegible]

[illegible]と辞して[illegible]二位[illegible]
加階の例[illegible]
思[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]桐の第[illegible]

思ひげく事ありしかれども作者のこゝろ
銀箔の文字をなして下の句をこれのをりとなる詞書乃
秀句多くかのえを感中よ

羅官琴忘九重月　是服將遠又交志

かそへれとハとせへよをりのあそれろ

治しとゝ世ハ世のうち

これをもて世の人いとゞ多くあつまりぬ
かくて年月とふる程よ治承元年三月六月の間
のあとゞ関白太臣ゝておハしまし法皇ゝ
をなひく小松のおとゞ太政大臣ゝて俗をろぐ

関白太臣小のおとゞをなうとりふ太政大臣よかつりかへ
六月六日関白太臣ゝ太政大臣ゝ辞しまれぬ
ゝ日閑ゝ
月ゝ
なさ中の中ゝの教ゝ
太政大臣ゝ
きいたく悔ゝ
関三年三月毎日いたく雨ゝ
太政大臣ゝ
ゝ月中旬門ゝ府ゝ

○道この時大納言なり六条の太政大臣の中納言よ
て侍りきそれも出仕きる伸べられたりは変ぬ身にや
中納言の親の宝あるかく吾楽の曲と申す風雅が
面白き事なりし人に仁安元年六月に納言となりまきる
女の事より天下の政不法なるによりて好色の大将非
日々に出家をとげて世を経つきしよりてその同
七月上旬親久継ぐ事とも同所よりてきり忘れく
参親時信とを連て台りせきれて実方の老中きり
治承元年九月言会の院いつくし海よ出帝ありその
出家之所にて参年ありて在下若寛ある後させ給へる

帝代のみかとや枝の都文よも同出家ありきれども摂政よ
蔵人文高少輔親経表年々なりき事と申ん
寛弱なる使の事に綱事に東への行ありき廃が
学生などに出されけるにはじめりきれども春日社
小寺ありくやうれたる志あし寺ありきれが寺にまいらひ
出家して八幡に詣でて七月あまりて行念志にもよ
家業をゆるさばある家人の方へまうでての参詣に大菩薩
御前にて声を出へ長人それに祈し古中に帰やあかりて人ひとへに
されど当り年にしてあるさや経ありて又東大宮の
伴の僧年来の事を挙くみなせあひつれたる今度必

お雛さまごさりめくり樂よやうりけごいうどやさ
うびひくこいはゆうーまほくひとさせまひうり
そうこのるぬくけあ人ハ作ふくまうせ法ぞ
ゆく人よあきれで五月大の祝はうりけりさ義
てぎり親者さあぬまで今生れけら西ムもうれく
来世のうぐひしきのりさてなくく年ちひ仰りく
地るなく法まの法ためぬてけこてつの小法まとびよ
きりひ年山の恒舞が稲荷の神生業日長れさあこけさ
せ長をうぬまよすこーとさぶひ作うり
作と安作ゆんあとハうすまエキりこ人八働よ来く

庭ぬそううう美よは長の世戸弦をーー宴うせまひく
泳よこけさはーをそて武内とめーをれで長く来老ぬ
はていをんまれでうるま白髪の俗形ーまんは髪来ハ
うるるまひはあ小長くこうひまはひけ白く永
てはぬけとをーーりをうこはあれ内ようをん
れはーをそて世ーこれなんんはぎーく時改ぬよ
なりく世我法ーと作ぬをれをくく唯練して
はいまりとうをひ長ぬあをり世年とうをこれば
義財ぬーハ技はは後身ゆやその子春財までもて
人ようあーぎりをり

世の中は麻とはしらくなりふきり
しれましのよりのくして
山蔭ハ中納言は瑞の心わらせうまそれとくそ持れ
前播津守橘以政卸下まくよりかゝ岩よつうかまれ
見さ給よ家形の上よつられくむひわかりて申文城
中く江戸室の政まて何とさへ配当えよし安そ
社司をうへひさく江宝夜よこあて宗り御子さしまかさ
て後家所の死をうれかでも太明神の御をうかひよ海々
せうやきんとそ中文とあつはくさ披露さけせさで
社司氏人ホ当社の御ゆくに成ねたしさそ神主一月

小百姓なんしきうかをとして家形ゆうされなきり
後嵯峨太上天皇建立の寺と聞して其折から心よ太秋そ
小侍ぞく肉文よ七ケ月さんろう七月とうを秋の夏よ宝珠
とたうしと云所を社よ玉の綱袖より白珠おちくかり
きり月去く承云ひく清く持く包ね御文みや宮よ
七月さんろうさうのまく七日とうる秋の夏の文おれとく珠
と注きり末代といへども信力まよ神明感應たた
まふまふすかくれどしき珠て御宝よまきり一州も
御二所のりうゆ清をりて清きう夏よ大師渉八東大
寺清くるなきりのくしと志見させまひそうをとしてうくれ

ごとくにてくらべわかねど
無形なる盲目の者斉燈とさとりて眼の明らかなるを
とりあつめ三年よりかけて三年よりかけたる色なりと
そしてたとえば水をのせて打鼓しるるを法の眼とす
いとなきをわかれたるせのむらひをかぞへさしめ日
をかぞへ奥ゆく色をこの河の格式を者法とて第三意
三所格式とよく法人をかぞへまりなとをかぞへさしめ
て奥義の身をわかてあてこれをけぢく法人分成得
しり斉所は老をわかる孫をいとて又事無明眼を
えて法形を見ぬきをひとさまへもして

みぢりを我を恨る為ありやとこ色めかをとをくあふ
きりこ法さんけしてをとぢりて公仏をつとめ為
行を眼をわさゆきり
勅使色光源氏を迎れ山ゆこ服部千日行者大業教
のをを迎へ八十ふあるりてを法ゆも補せきりを法をとれへ
若王寺ふこてなりをる
山川のわさりふなりてをみなを
法華も聖ぬゆやをもうん
義九中をは法ををとりをる
わさりあいをぢーこをむて山川の

なるれもやゝねのかおをひそ

延久二年二月十六日大神宮記良業之ありきるふ
十六日れあるうさ河内国盤昌ゞ蕃よ雲義代に
あ
ゝく除目をこ物うるくをゝさ久ゝ所よふ打紙ふ大神
紀あるゝのゝるゝて弟ゝうと尺くゝ蕃よきう
いそゞ比ゝるゝたつげうゝれゞ考ゝ代うゝ
きうあゝと蕃ゝ系ゝありゝ光きるゝやゞてゝその荻
大神紀の次ふきゝまゝ記り　仲隆助後降ゝ作蕃
ゝゞ競ゝゝを降ゝ作方ハ大盤稲ゝていゝゞ儒官と
へゞうれゞゞうゝふ報伊ゝゝをゝくあうゝきう宣代ゞの

ごのゝくきれた月ゝ国ゝ人ゝも物ゝうきるふ和神事を
蕃りて元遠をゝゝくゞ国司蕃ゝ物のゝう
蕃大和寺蕃ゝ宗流ハ雲義のうゝ湯ゝうくゝた実射を
のゞりくゝ蕃ゝくゝ蕃ゝりを国河名湯厨よ次代ゝんゝて
南社の壇を造をゝうきう厳寺の次切ゝて社家
推奉ゝけをべゝうゞさゝもゝりきるたゝびくの
ゞゝくふをれよきう宣ゞ神の社の降ゝて代を国
のよゝ対てゝうくれ荻行結せき蕃きる行ふ海ゞう
みゝう蕃よいゝりゝう石供奉ゝるうのゝ人出ゝひく
ををゝくふうの古文ゝゝきるゝ宣流ゞ所宣流文よ任

きゝ給べくハならひざりしかど生れながら歌をよまれ
さる人なりし世中まれなれど中に清されたる歌の神にやいふよし
ありて家隆卿の御影像ありけりさればこの度影堂をたてられたりしく
思ひ入りきて後の為のちからをふかき心ざしとやきこえて
ほど蔵りね師たどりさして急ぎさ上流がそゝくべ引く此也
と遠りく難おゆしむ程よこら歌のちらくおへたび川ま
そり此蒙の識をそうんかう悉よ諭筋へ来ぬくつぎこ事
れちらくの八やとせざりきれ其お遠へおられほよきり
古きの史事家よ祈りきる肘出で歳へ来りけり
ある歌下れ屋し万よ無秋きてりきるふ人事一決

に告きるハ海の和しに太夫実にいてはづきさのめへしそれ時
撰集ありべかりし氏人相続とい ふのありそれを師とも
ならしをそうせふきりと義さ為くりつぎの筆ひを移して
相続とい家人やあるや〳〵為されて禰宜相続が男
にいます神よりもさすりのみてくせのく為ありしくなりなれ〳〵
きゆかざりてそ後相続も禰宜よ郡淳平もお遠
そげくばり友勢力九まがある浦隠のゆえもどしひくさ
神も俗ちくひなりやみてく成んで通
二条宰相雅経ハ飛鳥井家の祖神も利生ふく妙あかり
くろ人〳〵その〳〵世の中ある通く幸えてふかく

ちりぐ〳〵に成ぬれども花山院の御願にて
御してそれをも勇めゆくふるまひも聞こえし
あをつとめをしくぎりそなりうみ侍りけり

世中は数のあるぬ身れば千年
嘆こそまされ川の名

此歌のうちにうかびつゝ移く世をしる
事も歌りをるよ祐家 志賀 彩 義よ大の邪をれハ
こそまされ数なのぬ身ゆとみるとのいとおさ
なり及ばまく法きりをれなり常く為をれで
此邪法はみ〳〵ほこきりこのを歌さていうぐ〳〵り

いかゆく法師のこんもふ〳〵まんこて法井よ歌あり
二位宰相までのぼりて侍りしをもしあり大の邪の
利まこ仁安二年三月廿一日高倉宮にて侍りを法よ
侍る伝説邪ト民人なりゝ邪ゆしせて仕る傳を
おこりへ法よ法あゝ此火障ふ法しよ分くその数
屋ゆふ侍り大狩出門宮所ありそのさまりハ民アハ光
光御の歌く邪ゆゆく侍りをれで火う川ぬぎうう
おそ法ゆこ中ゆや

古今著聞集巻之一終